



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

\*19 和歌山県人事委員会議事規則の一部を改正する規則 ..... 1

○ 告示

- 655 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) ..... 1
- 656 管理理容師資格認定講習会の指定 (食品・生活衛生課) ..... 2
- 657 管理美容師資格認定講習会の指定 ( " ) ..... 2
- 658 日高川土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課) ..... 3
- 659 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 3
- 660 道路の供用開始 ( " ) ..... 3
- 661 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 4

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会議事規則第19号

和歌山県人事委員会議事規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月5日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

和歌山県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

和歌山県人事委員会議事規則(昭和26年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第3条中「毎週水曜日に」を「毎月2回」に改める。

第4条中「開催する」を「に開催する」に改める。

第7条第1項中「幹事が」を「、幹事が」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第655号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年7月17日まで縦覧に供する。

平成24年6月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 申請年月日

平成24年5月14日

2 名称

特定非営利活動法人自立生活応援センターわかやま

3 代表者の氏名

大谷真之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市北出島86-16

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

---

**和歌山県告示第656号**

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成24年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター

(2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番地26

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

(2) 所在地 大阪府中央区谷町1-3-1 双馬ビル401号室

(3) 電話 06-6942-6453

3 講習会の日程及び会場

(1) 日程

第1日 平成24年11月19日

第2日 平成24年11月26日

第3日 平成24年12月3日

(2) 会場

和歌山ビッグ愛

和歌山市手平2丁目1-2（電話073-435-5200）

4 受講料 18,000円

---

**和歌山県告示第657号**

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成24年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター

(2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番地26

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

(2) 所在地 大阪府中央区谷町1-3-1 双馬ビル401号室

(3) 電話 06-6942-6453

3 講習会の日程及び会場

(1) 日程

第1日 平成24年11月19日

第2日 平成24年11月26日

第3日 平成24年12月3日

(2) 会場

和歌山ビッグ愛

和歌山市手平2丁目1-2（電話073-435-5200）

4 受講料 18,000円

**和歌山県告示第658号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日高川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成24年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第659号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 橋本五條線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市大字赤塚字去年川191番1地先から同市大字恋野字去年川4番1地先まで	旧	8.00 ） 13.75	67.90	
同上	新	8.00 ） 13.75	67.90	
同上	新	8.46 ） 12.28	79.50	

**和歌山県告示第660号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 橋本五條線

供用開始の区間 橋本市大字赤塚字去年川191番1地先から同市大字恋野字去年川4番1地先まで  
供用開始の期日 平成24年6月5日

## 和歌山県告示第661号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成24年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3162	岩出市金屋字八幡319番の一部、320番の一部、321番1の一部、水路	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 24.5.24	6.00	51.39